

池田市美しいまち推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市美しいまち推進条例（平成21年池田市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(過料処分事務に係る権限の委任)

第2条 市長は、条例第12条に規定するエコ・マーシャルに過料の処分等に係る権限を委任する。

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第1号による身分証明書とする。

(過料)

第4条 条例第14条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

2 条例第14条の規定により過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第2号）によりその旨を通知する。

3 前項の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者（以下「名あて人」という。）に対し、あらかじめ告知・弁明書（様式第3号）により、その旨を告知し、弁明の機会を付与する。

4 前項の弁明は、名あて人が定められた期限までに告知・弁明書により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭により行うことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成21年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

エコ・マーシャル証	
写 真	所属
	氏名
上記の者は、池田市美しいまち推進条例第 1 2 条の規定するエコ・マーシャルであることを証明する。	
年 月 日	
池田市長	
印	

（裏）

池田市美しいまち推進条例（抜粋）	
（エコ・マーシャル）	
第 1 2 条 市長は、吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるためのエコ・マーシャルを市職員のうちから任命することができる。	
2 エコ・マーシャルは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所

氏名 様

連絡先(自宅・勤務先)

池田市長 印

あなたが行った次の行為は、池田市美しいまち推進条例(池田市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に違反するため、条例第14条の規定により金2,000円の過料に処すことを通知します。

過料については、現金又は別に交付する納入通知書により納付しなければなりません。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	池田市
違反内容	ポイ捨て(条例第8条)・ふんの放置(条例第10条)・落書き(条例第11条)

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、池田市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所

氏名

様

連絡先（自宅・勤務先）

池田市長

印

あなたが行った次の行為は、池田市美しいまち推進条例（池田市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に違反するため、条例第14条の規定により金2,000円の過料処分の対象となります。

つきましては、地方自治法第255条の3第1項の規定により弁明の機会を与えますので、弁明することがある場合は、年 月 日午後5時15分までに口頭又はこの弁明書を提出することにより弁明してください。期限までに弁明がない場合は、弁明の機会を失います。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	池田市
違反内容	ポイ捨て(条例第8条)・ふんの放置(条例第10条)・落書き(条例第11条)
弁 明	<p>弁明することはありません。 下記のとおり弁明します。</p> <p>[内容] 上記事実には 覚えがない。 誤りがある。</p>

以上、相違ありません。

署 名	
-----	--